

◇刑法の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

- 1 刑法の一部改正に伴い、大阪市自動車臨時運行許可規則ほか2規則の一部を改正することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この規則は、令和7年6月1日から施行することにしました。